

平成十八年四月十四日受領
答弁第二〇二号

内閣衆質一六四第二〇二号

平成十八年四月十四日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省の秘密保全調査委員会に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省の秘密保全調査委員会に関する質問に対する答弁書

一、二及び六について

外務省は、在上海総領事館館員の死亡事件に関する本年三月三十一日の新聞報道を受け、秘密保全に関する事項について調査する等のため、秘密保全に関する規則（平成十七年外務省訓令第十六号。以下「規則」という。）第十四条の規定に基づき、秘密保全調査委員会（以下「委員会」という。）を招集した。

過去に委員会を招集した事例についての記録はない。

三から五までについて

委員会は、規則第十三条において、事務次官、総括秘密管理者、大臣官房監察査察官、秘密保全担当官及び大臣官房人事課長をもって組織することとされている。本年三月三十一日現在の委員会の委員は、谷内正太郎事務次官、総括秘密管理者である塩尻孝二郎大臣官房長、尾崎道明大臣官房監察査察官、秘密保全担当官である上月豊久大臣官房総務課長及び片上慶一大臣官房人事課長であり、尾崎道明大臣官房監察査察官は、外務事務官に併任されている検事である。